

## 《八王子市社会福祉協議会への寄附金における個人市・都民税の取扱いについて》

平成26年1月1日～12月31日に八王子市社会福祉協議会に対しお支払いいただいた寄附金は、平成27年度の個人市・都民税から、寄附金税額控除として差し引かれます。計算方法等は以下のとおりです。

### 【計算方法】

都民税分 (寄附金額\*－2,000円) ×4%  
市民税分 (寄附金額\*－2,000円) ×6%  
※ 控除対象となる寄附金額は総所得金額等の30%を上限とする。

### 【具体例】

夫婦2人(高校生・大学生)で年収700万円の給与所得者の場合で、八王子市社会福祉協議会へ50,000円寄附したときには、以下の納付税額が減額されます。

(1) 確定申告で寄附金控除(所得控除)を選択した場合

〔所得税〕 寄附金を申告しない場合との所得税額の差額が約7,800円 ※所得税率によって変わることがあります。

〔個人市・都民税〕 (50,000円－2,000円) ×10%＝4,800円

(2) 確定申告で公益社団法人等寄附金特別控除(税額控除)を選択した場合

〔所得税〕 (50,000円－2,000円) ×40%＝19,200円 ※所得税額の25%が上限となります。

〔個人市・都民税〕 (50,000円－2,000円) ×10%＝4,800円

### 【手続き】

#### ① 確定申告

税務署へ確定申告書を提出することで、個人市・都民税の寄附金税額控除を受けることができます。確定申告書二表への記載方法は裏の事例を参照してください。

※ なお、八王子市社会福祉協議会への寄附金は、確定申告の際、所得控除としての寄附金控除と公益社団法人等寄附金特別控除のいずれかを選択することができます。詳しくは、八王子税務署(042-622-6291)へお問い合わせください。

〔具体例〕 ふるさと八王子応援寄附金 50,000 円、東京都共同募金会 30,000 円、八王子市社会福祉協議会 50,000 円、ユニセフ協会 20,000 円をそれぞれ寄附した場合には、以下のように記載します。

【確定申告書Aの場合】

○ 住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
			平 . . .	
			平 . . .	
			平 . . .	
給与・公的年金等に係る所得以外(平成26年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択				<input type="radio"/> 給与から差引き <input type="radio"/> 自分で納付
配当に関する住民税の特例 非居住者の特例 配当割額控除額				
寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	50,000	条例指定分	都道府県 70,000 市区町村 50,000
	住所地の共同募金会、日赤支部分	30,000		
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所 氏名 住所				

【確定申告書Bの場合】

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税 16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所	配当に関する住民税の特例
			平 . . .		非居住者の特例
			平 . . .		配当割額控除額
			平 . . .		株式等譲渡所得割額控除額
寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	50,000	条例指定分	都道府県 70,000 市区町村 50,000	
	住所地の共同募金会、日赤支部分	30,000			
給与・公的年金等に係る所得以外(平成26年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択					<input type="radio"/> 給与から差引き <input type="radio"/> 自分で納付

【ふるさと八王子応援寄附金 50,000円】  
 いわゆるふるさと納税に該当しますので、「都道府県、市区町村分」に記載します。

【東京都共同募金会 30,000円】  
 「住所地の共同募金会、日赤支部分」に記載します。

【八王子市社会福祉協議会 50,000円】  
 都税条例及び八王子市市税賦課徴収条例に該当しますので、条例指定分の「都道府県」・「市区町村」両方の欄に記載します。

【ユニセフ協会 20,000円】  
 都税条例のみに該当しますので、条例指定分の「都道府県」欄に記載します。

② 市民税・都民税申告書

確定申告書を提出しない方は、市民税・都民税申告書により、寄附金税額控除を申告することができます。その際には、寄附金の領収書を添付してください。

【お問い合わせ】

●確定申告書について

八王子税務署 電話 042-622-6291

●個人市・都民税について

八王子市市役所税務部住民税課 電話 042-620-7219